

一般財団法人 青森県立六ヶ所高等学校

後援会育英奨学規程

(目的)

第1条 本校を卒業した生徒に対し、その修学の一助として奨学金を給付し、将来に有為な人材の育成を期するとともに、本校教育の振興を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 奨学金の給付を受けるものの応募資格

- (1) 短大・大学に入学したもの
- (2) 高等看護学院に入学したもの
- (3) 大学院に在学中のもの

以上の学生で、家庭状況から経済的に修学が持続できないものとする。

(給付額)

第3条 給付額は10万円以内とする。

奨学金は無償還とする。

(申請手続)

第4条 奨学生希望者は、次の書類を校長に提出しなければならないものとする。

- (1) 奨学生願書(別紙様式)
- (2) 前年度総所得証明書
- (3) 在学証明書(大学院生)

(奨学生の決定)

第5条 育英奨学委員会の審議を経て、理事長が決定する。

(委員会組織)

第6条 委員会は、理事長、校長、教頭、事務長、教務部主任、進路指導部主任、渉外部主任で組織する。

(委任事項)

第7条 この規程に定める他、この規程の施行に関し必要な事項は、育英奨学委員会の審議を経て理事長が定める。

(庶務)

第8条 育英奨学委員会の庶務は、財団法人青森県立六ヶ所高等学校後援会後援会事務局において処理する。

付 則 この規程は、平成8年3月1日より施行する。